

## 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### 条例の見直しの結果

改正及び運用の改善等を検討する条例

	条 例 名	見直し結果
1	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	条例の目的として共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正の検討を行うとともに、整備基準等についても、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう、運用の改善等の検討を行う必要がある。

条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	
条 例 番 号	平成7年神奈川県条例第5号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課・県土整備局建築住宅部建築指導課	
条 例 の 概 要	障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めている。	
検        討	視 点	検 討 内 容
	必要性  ( 現在でも必要 な条例か。 )	<p>本条例は、バリアフリーの街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定め、施設整備における整備基準の遵守を課すに当たっての基本的な必要事項を定めたものである。</p> <p>超高齢社会が進展する中、移動困難者の増加に対応した街づくりや障がい者等の社会参加をさらに進める必要性、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など関係法令の整備状況及び「ともに生きる社会かながわ憲章」をはじめとした県施策の方向性など社会情勢の変化を踏まえ、適切な施設整備等を進めることにより高齢者、障がい者等の円滑な移動や社会参加を実現しようとする本条例は、共生社会の実現に向けて、引き続き必要である。</p>
	有効性  ( 現行の内容で 課題が解決で きるか。 )	<p>本条例はバリアフリーの街づくりを進める上で、公共的施設等の新築等を行う際の整備基準の遵守を規定するなど、高齢者や障がい者等の社会参加を図る上で有効であるが、社会情勢の変化等を踏まえ理念の強化を図る必要がある等、課題があり、今後、関連施策とも連携し、より有効に取組を進めるために、条例の目的として、誰もがその人らしく生き、安心して暮らすことのできる共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正の検討を行う必要がある。</p> <p>また、規則で定める整備基準等も、社会状況の変化を踏まえ改正等の検討を行う必要がある。</p> <p>さらに、取組に当たっては、バリアフリーの街づくりの理念の一層の普及を進めるとともに、施設の計画段階からの当事者の参加や、施設の円滑な利用といった視点も考慮し、これらの一連の改正等を通して、より有効で、きめ細かく適正な対応が普及するよう、バリアフリーの街づくりを進める必要がある。</p>
	効率性  ( 現行の内容で 効率的といえ るか。 )	<p>県民の利便性向上や、事業者や市町村の効率的な事務運営の観点から、条例に基づく事務を特定行政庁に移譲するなど、県・市相互の連携・協力により効率的に運用している。</p>
	基本方針 適合性  ( 県政の基本的 な方針に適合 しているか。 )	<p>本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の主要施策の政策分野「健康・福祉」における施策体系「ともに生き支え合う地域社会づくり」に適合している。</p> <p>また、「かながわ SDGs 取組方針」において取り組む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けても、本条例に基づきバリアフリーの街づくりを進めていくことは重要である。</p>
	適法性  ( 憲法、法令に 抵触しない )	<p>県民及び事業者の責務や事業者の義務を課すなどの規定を有するが、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。</p>
	その他	
	見 直 し 結 果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>④ 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>
		<p>条例の目的として共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正の検討を行うとともに、整備基準等についても、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう、運用の改善等の検討を行う必要がある。</p>

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の構成及び所管部局

条例の構成		所管部局
第1章	総則 目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務、総合的推進	福祉子どもみらい局
第2章	施策の基本方針等 施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討、情報の提供等、財政上の措置	
第3章	施設等の整備 公共的施設等、指定施設及び公共車両等の整備基準	
第4章 (※)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 ・対象施設の追加及び規制規模の引下げ ・移動等を円滑にするための整備基準の付加 等	県土整備局
第5章	雑則 適用除外、委任	福祉子どもみらい局 県土整備局

(※第4章：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定を受け、平成20年7月の条例改正時に追加)